

次期介護報酬改定に向けてご検討いただきたい主な事項

平成 26 年 4 月 28 日
日 本 薬 剤 師 会

次期（平成 27 年度）介護報酬改定に向けて、次の事項についてご検討いただきたい。

1. 居宅療養管理指導費の算定上限について

平成 26 年度診療報酬改定（医療保険）では、在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定要件に「保険薬剤師 1 人につき 1 日 5 回に限り算定できる」という新たな制限が設けられた。

薬剤師が行う居宅療養管理指導費については、医療保険との整合性を考慮する必要がある一方で、医療保険の適用患者と介護保険の適用患者では、薬剤師による在宅薬剤管理指導（在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費）のニーズが異なる場合などもあることから、次期介護報酬改定にあたっては、そのような点を踏まえた見直しが必要であると考えます。

2. 同一建物居住者の取扱いについて

現在、薬剤師が行う居宅療養管理指導費は、同一建物居住者の場合と同一建物居住者以外の場合で評価に差が設けられている。

平成 26 年度診療報酬改定（医療保険）では、在宅患者訪問薬剤管理指導料の評価について、同一建物居住者以外の場合 650 点と同一建物居住者の場合 300 点に見直しが行われた。

薬剤師が行う居宅療養管理指導費については、医療保険との整合性を考慮する必要があるが、仮に医療保険に準じた見直しを行ったとすると、同一日に同一建物に居住する夫婦二人（いわゆる老々世帯）のサービス利用者に対して実施した場合の合計費用は、利用者一人に対して実施した場合の費用よりも低くなるという不合理が生じることから、同一建物に居住する夫婦に対して実施した場合の評価のあり方について見直しが必要であると考えます。